

○岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱

平成29年4月1日

告示第43号

改正 令和2年3月4日告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、町内における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）を有効に活用することにより、本町への定住促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存し、個人が居住を目的として取得し、現に居住していない良好な管理状態にある建築物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 空き地 町内に存し、居住を目的とした建築物の建築に適した良好な管理状態にある更地（近く更地になる予定のものを含む。）をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等を売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、当町への定住等を目的に、空き家等の購入若しくは賃借を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第4条 空き家・空き地バンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、岩泉町空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）及び岩泉町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適切である

と認めたときは、岩泉町空き家・空き地バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 所有者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるもの

(3) その他町長が空き家・空き地バンクへの登録が適当でないとするもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、岩泉町空き家・空き地バンク登録完了書（様式第3号。以下「登録完了書」という。）を登録申込者に通知するものとする。

4 登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で空き家・空き地バンクにより空き家等の利活用を図ることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家・空き地バンクへの登録を勧めることができる。

（登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定により登録完了書の通知を受けた登録申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、岩泉町空き家・空き地バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 登録者は、当該登録を取り消すときは、岩泉町空き家・空き地バンク登録取消届出書（様式第5号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件の登録を削除し、岩泉町空き家・空き地バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該登録者に通知するものとする。

(1) 岩泉町空き家・空き地バンク登録取消届出書の提出があったとき。

(2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 第4条第4項に規定する登録の日から2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(4) 登録に関して不正、偽り等が判明したとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(空き家等情報の公開)

第7条 町長は、登録された空き家等の情報のうち、必要な事項を町のホームページ等で公開するものとする。

(利用申込み)

第8条 空き家・空き地バンクの利用申込みをする者（以下「利用申込者」という。）は、岩泉町空き家・空き地バンク利用申込書（様式第7号）により岩泉町空き家・空き地バンク申込誓約書（様式第8号）を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による提出があった場合は、当該登録者に対しその旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた登録者は、遅滞なく当該利用申込者に回答するものとし、町長にその交渉結果を報告するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、利用申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者への紹介は行わないものとする。

(1) 暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるとき。

(2) その他町長が適当でないと認めたとき。

(登録者と利用申込者の交渉)

第9条 町長は、登録者と利用申込者の登録物件に関する売買又は賃貸借の交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

2 登録物件に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第10条 登録者及び利用申込者は、空き家・空き地バンクにおいて取得した個人情報の取扱いについて、次の事項に留意しなければならない。

(1) 空き家・空き地バンクの利用以外の目的に使用しないこと。

(2) 漏えい、紛失等のないよう適正に管理すること。

(3) 利用後は、速やかに廃棄その他適正な措置を講ずること。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日告示第16号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
申込者 氏名
連絡先

岩泉町空き家・空き地バンク登録申込書

岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱に定める事業内容を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 空き家・空き地の登録内容は、岩泉町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。なお、登録カードに記載の事項に偽りはありません。
- 2 利用申込者との契約交渉に係る全てにおいて、私と利用申込者の両者間で責任を持って行い、契約に関するトラブル等についても当事者間で解決します。
- 3 同綱第4条第2項第2号に規定する暴力団員等ではないことを確約します。
- 4 当該物件の確認のため、町の税情報の使用を認めます。また、当該物件の写真撮影を町で実施する場合は、これを承諾します。
- 5 登録情報のうち、必要な事項を町のホームページ等で公開することを同意します。
- 6 本事業を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

様式第2号(第4条関係)(表)

岩泉町空き家・空き地バンク登録カード

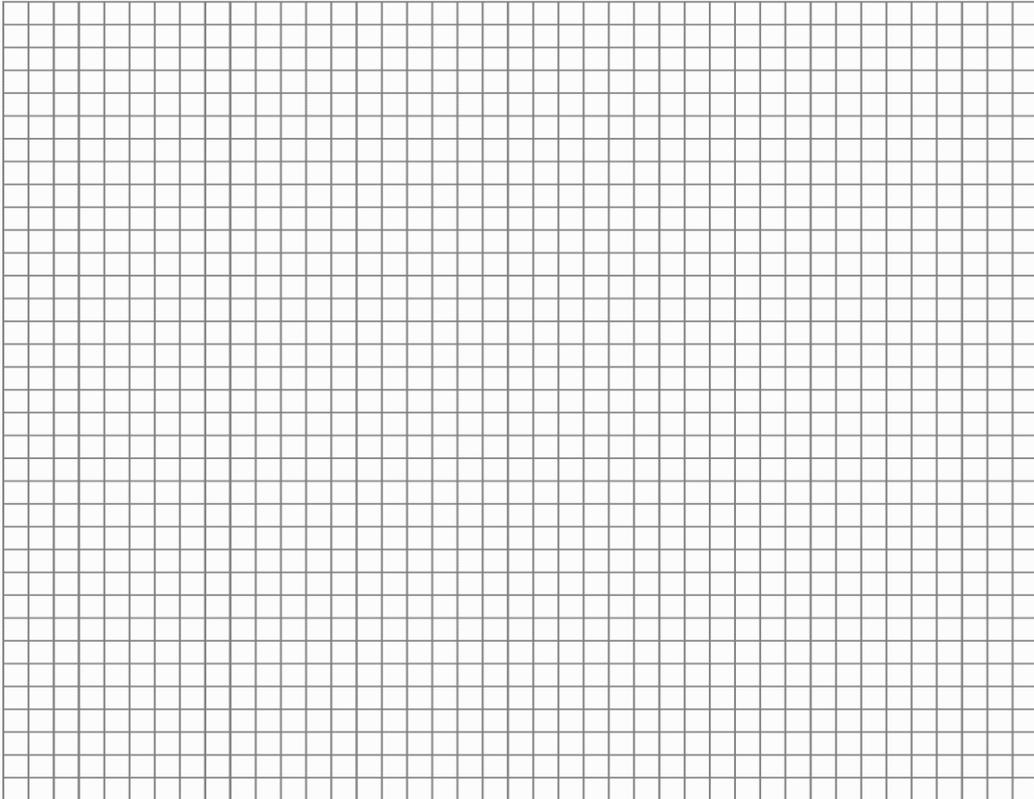
登録番号			物件の種類	<input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空き地			
物件所在地	岩泉町		字	番地			
物件所有者等	住所						
	氏名			電話			
	携帯電話			Eメール			
物件の概要	空き家	土地面積	㎡ (坪)		建築年月	年 月 (築 年)	
		構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()				
		床面積	延床面積	㎡ (坪)		1階	㎡ (坪)
						2階	㎡ (坪)
		間取り	裏面間取り図のとおり				
		利用状況	<input type="checkbox"/> 放置(年) <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> その他()				
		補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中				
		補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他				
		電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他()		
		ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他		下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他	
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗(和・洋) <input type="checkbox"/> 汲取(和・洋)		
	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他		
	物置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		その他			
	空き地	土地面積	㎡ (坪)		水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他()	
地目				下水	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他		
法規制等				その他			
所有者等の意向	<input type="checkbox"/> 売却希望 万円 <input type="checkbox"/> 賃貸希望 月 円						
利用申込者に対する要望事項							
特記事項							
受付日	年	月	日	現地確認日	年 月 日		
登録日	年	月	日	有効期日	年 月 日		
登録抹消日	年	月	日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他()			

※抵当権及び相続登記の必要がある場合には特記事項へ記載。

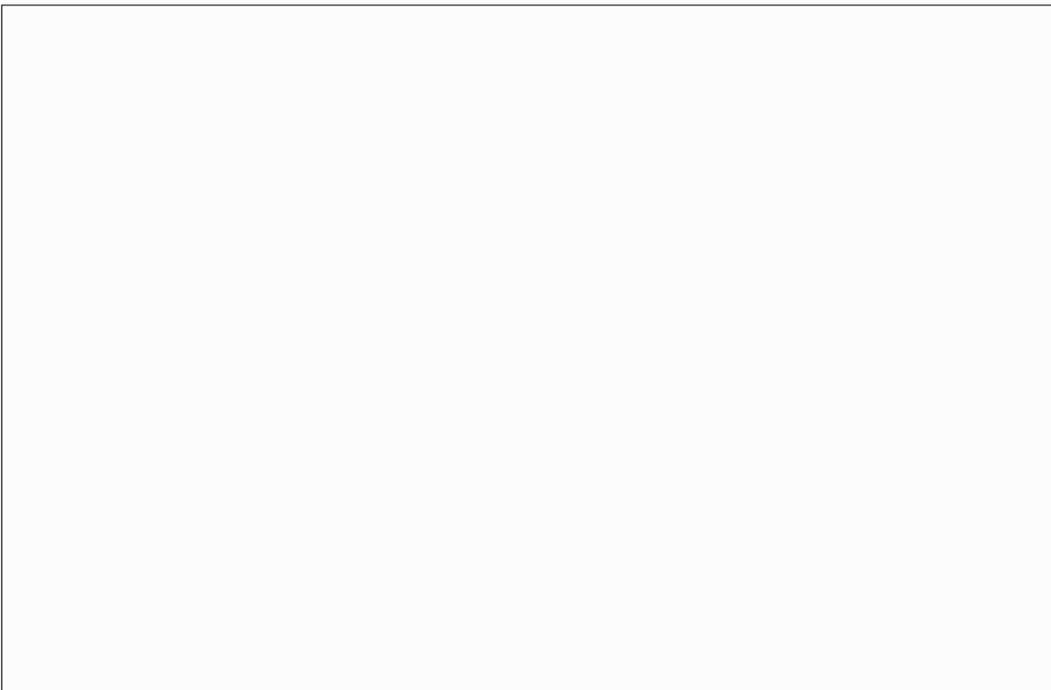
裏面に続く

様式第2号(裏)

【間取り図】



【案内図】 (物件の位置を示す略図を記入してください。)



様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町空き家・空き地バンク登録完了書

年 月 日付けで登録申込みのありましたこのことについて、岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱第4条第3項の規定により、空き家・空き地バンクへの登録が完了したので通知します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録日 年 月 日（有効期限： 年 月 日）
- 3 その他 登録内容に変更が生じた場合は、岩泉町空き家・空き地バンク登録変更届出書（様式第4号）により速やかに手続を行うこと。

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
届出者 氏名
連絡先

岩泉町空き家・空き地バンク登録変更届出書
空き家・空き地バンクの登録内容を変更したいので、岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 変更内容 岩泉町空き家・空き地バンク登録カード（様式第2号）の記載のとおり。
（登録番号及び変更箇所のみ記載し、提出してください。）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

岩泉町長 様

住所
届出者 氏名
連絡先

岩泉町空き家・空き地バンク登録取消届出書

岩泉町空き家・空き地バンクの登録を取り消したいので、岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号 第 号

2 取消理由

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

岩泉町長

岩泉町空き家・空き地バンク登録取消通知書

岩泉町空き家・空き地バンク事業実施要綱第6条第2項の規定により、空き家・空き地バンクの登録を下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 登録番号 第 号

2 取消理由

